

守山市では、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、「守山市特定事業主行動計画」を策定、実施しています。今般、次世代法第19条第5項および女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

○特定事業主行動計画の取組の実施状況

目標項目	数値目標(時期)	最新値(時期)	目標設定時最新値(時期)
管理的地位(課長級以上)にある職員に占める女性職員の割合	30%以上 (令和8年度)	26.5% (令和2年4月1日)	26.5% (令和2年4月1日)
部・次長級職にある職員に占める女性職員の割合	20%以上 (令和8年度)	19.4% (令和2年4月1日)	19.4% (令和2年4月1日)
職員一人当たりの月平均超過勤務時間数	月20時間 (令和8年度)	月22時間 (令和元年度)	月22時間 (令和元年度)
男性職員(父親)の特別休暇(出産補助休暇)の取得率	80%以上 (令和8年度)	60.0% (令和元年度)	60.0% (令和元年度)
男性職員の育児休暇取得率	25%以上 (令和8年度)	15.0% (令和元年度)	15.0% (令和元年度)
年次有給休暇の一人当たり年間平均取得日数	12.0日 (令和8年度)	9.9日 (令和元年度)	9.9日 (令和元年度)